

新旧対照表（事業者公募要項）

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
表紙タイトル						横浜市下水道局北部汚泥処理センター 消化ガス発電設備整備事業 事業者公募要項 (修正版)	横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター 消化ガス発電設備整備事業 事業者公募要項
表紙日付						平成 16 年 12 月	平成 19 年 11 月
全般						下水道局	環境創造局
全般						建設部	環境施設部
全般						汚泥処理センター	汚泥資源化センター
全般						下水処理場	水再生センター
E メールアドレス						ge-gaspfi@city.yokohama.jp	ks-gaspfi@city.yokohama.jp
ホームページアドレス						<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/cplan/mizu/">http://www.city.yokohama.jp/me/cplan/mizu/</a>	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/kankyousui/pfi/syokugas/index.html">http://www.city.yokohama.jp/me/kankyousui/pfi/syokugas/index.html</a>
1	第1章	4				...約 2,400 万 kWh/年（標準的家庭 6,900 世帯相当） ...	...約 2,500 万 kWh/年（標準的家庭 7,100 世帯相当） ...
2	第1章	5	(1)			...市に所有権を移転し、かつ、事業期間中に既設発電設備を含めた消化ガス発電設備全体の維持管理業務等を遂行する方式...	...市に所有権を移転し、事業期間中における既設発電設備を含めた消化ガス発電設備全体の維持管理業務等を遂行する方式
2	第1章	5	(2)	ア		...その設計、スケジュールにより、順次更新建設し、...	...その設計、スケジュールにより、平成 21 年度末を期限に、順次更新建設し、...
2	第1章	5	(2)	イ		前処理を行い一定の組成を持つ消化ガスを受け取り、	「前処理を行い」を削除

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
2	第1章	5	(2)	ウ		P F I 事業者は、市から発電設備等の使用許可を受け、	P F I 事業者は、 <u>更新後の設備及び更新対象とならない設備を使用する場合は、市から使用許可を受け、</u>
2	第1章	5	(2)	ウ		P F I 事業者は、既設の発電設備 5 機について更新対象の 4 機（10号機から40号機まで）はその更新時まで維持管理及び運営を行う。	既設の発電設備 5 機のうち更新対象の 4 機（10号機から40号機まで）はその更新時まで横浜市が維持管理及び運営を行う。
2	第1章	5	(2)	ウ		更新対象とならない既設発電設備 1 機（50号機）の事業期間中における取扱いは、事業者の提案によるものとする。	更新対象とならない 1 機（50号機）は平成 22 年 3 月 31 日まで横浜市が維持管理及び運営を行い、平成 22 年 4 月 1 日以降の事業期間中における取扱いは、事業者の提案によるものとする。
2	第1章	5	(2)	ウ		...その使用許可を受け、維持管理及び運営を行う。	...その使用許可を受け、 <u>PFI 事業者が維持管理及び運営を行う。</u>
2	第1章	5	(2)	ウ		...また、発電機棟の保守管理（大規模修繕を除く）業務、	...また、発電機棟の <u>一部</u> 保守管理（大規模修繕を除く）業務、
4	第1章	5	(5)	イ		...現有施設の単なる補修、新建屋などの付帯施設は	...現有施設の単なる補修などは
4	第1章	5	(5)	エ		...ただし、更新建設工事費のうち国庫補助金受領予定相当額を除く額（建設負担金相当額）及びそれに伴う支払利息に相当する額については、新規発電設備の供用開始前には支払われない。	...ただし、これらの対価の支払は新規発電設備の供用開始後からとする。
4	第1章	6				事業期間は平成 17 年度の契約締結日から平成 39 年 3 月 31 日までとし、新設発電設備の全面供給開始は平成 19 年度中とする。	事業期間は平成 20 年度の契約締結日から平成 42 年 3 月 31 日までとし、更新建設の完了した新設設備から順次運営及び維持管理を始め、全面供給期間を平成 22 年 4 月 1 日より 20 年間とする。 <u>なお、全面供給開始までに既設発電設備の解体撤去も含めて更新建設工事を完了しなくてはならない。</u>

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
4	第1章	6				平成17年度 事業契約締結 平成17年度 着工 平成19年度 全面供給開始	平成20年度 事業契約締結 平成20年度 着工 平成22年4月1日 全面供給開始期限
4	第1章	6				平成19年度の新設設備全面供給開始後に一部既存設備の撤去等の工事が発生することも差し支えない。	(削除)
5	第2章	1	(2)			応募者は、事業契約締結までに本事業を実施する特別目的会社を商法(明治32年法律第48号)に規定する株式会社として...	応募者は、事業契約締結までに本事業を実施する特別目的会社を会社法(平成17年法律第86号)に規定する株式会社として...
5	第2章	1	(2)			...応募者で特別目的会社の過半数の株式を保持しなければならない。	...応募者で特別目的会社の株主総会の全議決権の過半数を保持しなければならない。
5	第2章	2	(2)			平成16年11月30日(資格確認基準日)から優先交渉権者の決定までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。	平成19年12月18日(資格確認基準日)から事業契約締結までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく横浜市一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けていない者であること。 (追加) ただし、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱別表第1の契約違反及び事項等に基づく措置基準7または8に該当するもので、一般競争参加停止及び指名停止期間が2週間以内のものであり、かつ法令違反を理由とするものでない場合は、この限りでない。
6	第2章	2	(4)			平成14年12月1日以降に、	平成17年12月19日以降に、
6	第2章	2	(5)			東京青山・青木法律事務所	東京青山・青木・狛法律事務所

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
6	第2章	3	(2)			横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託関係）において「建物管理」等（種目コード 301 から 334）の営業種目で登録を認められている者であること。	横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱別表1の「4委託」に定める営業種目のいずれかに登録を認められている者であること。
7	第2章	4	(1)			協力会社には、既設発電設備の撤去工事及び維持管理、点検補修等の業務のうち、他の事業者では請け負うことのできない業務を行う既設事業者は含めないものとする。	既設発電設備の設置事業者や運営・維持管理事業者に対して、既設発電設備の撤去工事及び維持管理、点検補修等の業務のうち他の事業者では請け負うことのできない業務を委託する場合は、当該事業者を資格確認申請を含む各様式に協力会社として記載しなくてもよい。
8	第3章	2					1 参照
9	第4章	1	(1)			平成16年11月5日（金）1回目 午前10時00分 2回目 午後1時00分	平成19年11月22日（木） 午前10時00分
9	第4章	1	(3)	表		平成16年11月4日（木）	平成19年11月21日（水）
9	第4章	1	(3)	表		045 - 641 - 3490	045 - 663 - 4313
9	第4章	2	(1)			平成16年11月8日（月）～平成16年11月11日（木）	平成19年11月28日（水）～平成19年11月30日（木）
10	第4章	2	(3)	表		平成16年11月4日（木）	平成19年11月22日（木）
10	第4章	2	(3)	表		045 - 641 - 3490	045 - 663 - 4313
10	第4章	3				関心表明書を提出した者（以下「関心表明者」という）に対して、基本協定書（案）、事業契約書（案）、提案書類記載要領及び様式集、資料集を配布する。	（削除）

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
10	第4章	3	表			資料配布を伴うため 平成16年11月2日(火) ～ 平成16年11月11日(木)	(削除) 資料配布を伴うため 平成19年11月20日(火) ～ 平成19年11月29日(木)
10	第4章	4	(1)	表		平成16年11月9日(火) ～ 平成16年11月19日(木)	平成19年12月3日(月) ～ 平成19年12月7日(金)
11	第4章	4	(2)	表		平成16年12月10日(金)	平成19年12月20日(木)
11	第4章	5	(1)	表		平成16年11月29日(月)～平成16年11月30日(火)	平成19年12月17日(月)～平成19年12月18日(火)
11	第4章	5	(2)			資格確認基準日 平成16年11月30日(火)	資格確認基準日 平成19年12月18日(火)
11	第4章	5	(3)			...文書により平成16年12月15日(水)までに通知する。	...文書により平成20年1月7日(月)までに通知する。
12	第4章	5	(4)	ア	表	平成16年12月17日(金)～平成16年12月20日(月)	平成20年1月8日(火)～平成20年1月10日(木)
12	第4章	5	(4)	ア	表	土曜日及び日曜日を除く	(削除)
12	第4章	5	(4)	イ		平成17年1月7日(金)までに回答する予定である。	平成20年1月15日(木)までに回答する予定である。
12	第4章	6	(1)	表		平成16年12月10日(金)～平成16年12月17日(金)	平成19年12月20日(木)～平成19年12月28日(金)
13	第4章	6	(2)	表		平成17年1月7日(金)	平成20年1月16日(水)
13	第4章	7	(2)			...平成17年1月28日(金)までのうち、	...平成20年1月28日(月)までのうち、
14	第4章	8	(1)	表		平成17年1月24日(月)～平成17年1月31日(月)	平成20年2月1日(金)～平成20年2月8日(金)

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
14	第4章	8	(2)			...郵便書留により上記提案書類提出先に平成17年1月31日(月)午後5時15分までに	...郵便書留により上記提案書類提出先に平成20年2月8日(金)午後5時15分までに
15	第4章	10	(5)			提案書の記載要領がはっきりしない応募	提案書類記載要領を順守しない応募
15	第4章	11				...12(2)に掲げる部課において、公告日から平成16年12月28日まで及び平成17年1月4日から平成17年1月31日まで閲覧に供する	...10(2)に掲げる部課において、公告日から平成19年12月28日まで及び平成20年1月4日から平成20年2月8日まで閲覧に供する
16	第4章	12	(1)			平成16年11月2日から平成16年11月26日まで	平成19年11月20日から平成19年12月14日まで
17	第5章	2	(1)	表			2参照
17	第5章	2	(2)			審査委員会の事務局は、横浜市総務局公共事業調査課とする。	(削除)
18	第6章	2				...事業契約締結時までに「商法」(明治32年法律第48号)に定める株式会社として	...事業契約締結時までに「会社法」(平成17年法律第86号)に定める株式会社として
19	第6章	6	(5)			指名停止等に該当する場合は、事業契約を締結しないことがある。	指名停止等に該当する場合は、横浜市は事業契約を締結しないことができる。
21	第7章	2	(2)			「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利子融資、低利子融資)	「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(低利子融資)
21	第7章	2	(2)			なお、無利子融資制度は平成18年3月31日までの時限措置である点に留意すること。	(削除)
24	第9章	2				FAX 045-641-3490	FAX 045-663-4313

1 「公募及び選定の日程（予定）」の新旧対象

平成16年11月2日	公募要項の公表
平成16年11月4日	現場説明会への参加申し込みの締切 現地調査の実施申し込みの締切
平成16年11月5日	公募要項に関する現場説明会
平成16年11月8日 ～平成16年11月11日	希望者による現地調査実施
平成16年11月2日 ～平成16年11月11日	関心表明書の受付・締切 追加資料を関心表明者に配布
平成16年11月9日 ～平成16年11月19日	公募要項等への第1回質問受付・締切
平成16年11月29日 ～平成16年11月30日	資格確認申請受付・締切
平成16年12月10日	公募要項等への第1回質問への回答公表
平成16年12月10日 ～平成16年12月17日	公募要項等への第2回質問受付・締切
平成16年12月15日	資格確認通知
平成17年1月7日	公募要項等への第2回質問への回答公表
平成17年1月24日 ～平成17年1月31日	提案受付・締切（郵送可）
平成17年3月	優先交渉権者の選定
平成17年度	事業契約締結

平成19年11月20日	公募要項の公表
平成19年11月21日	現場説明会への参加申し込みの締切
平成19年11月22日	公募要項に関する現場説明会 現地調査の実施申し込みの締切
平成19年11月28日 ～平成19年11月30日	希望者による現地調査実施
平成19年11月20日 ～平成19年11月29日	関心表明書の受付・締切
平成19年12月3日 ～平成19年12月7日	公募要項等への第1回質問受付・締切
平成19年12月17日 ～平成19年12月18日	資格確認申請受付・締切
平成19年12月20日	公募要項等への第1回質問への回答公表
平成19年12月20日 ～平成19年12月28日	公募要項等への第2回質問受付・締切
平成20年1月7日	資格確認通知
平成20年1月16日	公募要項等への第2回質問への回答公表
平成20年2月1日 ～平成20年2月8日	提案受付・締切（郵送可）
平成20年3月	優先交渉権者の選定
平成20年度	事業契約締結

## 2 審査委員

	氏 名	所 属 ・ 役 職
委員長	溝口 周二	横浜国立大学経営学部長
委 員	池田 陽子	山田・池田法律事務所 弁護士
委 員	大西 公平	慶応義塾大学理工学部システムデザイン工学科教授
委 員	中村 玲子	政策研究大学院大学教授
委 員	宮原 茂	社団法人全国上下水道コンサル協会 専務理事

	氏 名	所 属 ・ 役 職
委員長	溝口 周二	横浜国立大学大学院国際社会学部研究科研究科長
委 員	池田 陽子	山田・池田法律事務所 弁護士
委 員	大西 公平	慶応義塾大学理工学部システムデザイン工学科教授
委 員	松下 倫子	関東学院大学人間環境学部現代コミュニケーション学科教授
委 員	宮原 茂	社団法人全国上下水道コンサル協会 専務理事